

ID: 226

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	施設使用料等の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例 第10条ただし書		
例 規 番 号	昭和51年条例第30号		
【根拠条文】 (施設使用料等の還付) 第10条 既納の施設使用料及び附属設備等使用料(以下「施設使用料等」という。)は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条の規定による。 (施設使用料等の還付) 第12条 条例第10条ただし書の規定による施設使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。 (1) 全額を還付する場合 ア 使用者の責任でない事由によつて使用することができないとき。 イ 市長が公益上の都合によつて、使用許可を取り消したとき。 (2) 50パーセントを還付する場合 使用者が使用日前14日までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 (3) 過納となつた額の全額を還付する場合 第8条の規定による使用の変更が認められた場合で、既に納めた使用料の額が過納となつたとき。 2 条例第9条の2第2項の規定による附属設備等使用料を前納した場合で、使用者が使用の取消しを事前に申し出て認められた場合は、前納した額の全額を還付する。 3 前2項の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書に許可書等を添えて市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日